

労災保険のメリット制の概要

※用語の解説は末尾に添付

1 趣 旨

事業※の種類ごとに災害率等に応じて定められている労災保険率を個別事業に適用する際、事業の種類が同一であっても作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、事業主の災害防止努力の如何等により事業ごとの災害率に差があるため、事業主負担の公平性の観点から、さらに、事業主の災害防止努力をより一層促進する観点から、当該事業の災害の多寡に応じ、労災保険率又は労災保険料を増減するものである。

2 継続事業※（一括有期事業※を含む）の場合

(1) 適用事業

連続する3保険年度中の各保険年度において、次の①～③の要件のいずれかを満たしている事業であって、当該連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日（以下「基準となる3月31日」という。）現在において、労災保険に係る保険関係が成立した後3年以上経過している事業についてメリット制の適用がある。

- ① 常時100人以上の労働者を使用する事業
- ② 常時20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、その使用労働者数に、事業の種類ごとに定められている労災保険率から通勤災害等の非業務災害率（全業種一律：0.6厘）を減じた率を乗じて得た数が0.4以上であるもの
- ③ 一括有期事業における建設の事業及び立木の伐採の事業であって、確定保険料※の額が100万円以上であるもの

(2) メリット収支率

労災保険率を増減する基準は、基準となる3月31日以前の連続する3保険年度の間における当該事業の一般保険料の額から非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額に調整率を乗じて得た額と、業務災害に係る保険給付及び特別支給金並びに特別遺族給付金(注)の額との割合により算出される収支率（メリット収支率）による。

$$\text{メリット収支率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{当該連続する3保険年度間における業務災害に} \\ \text{関して支払われた保険給付及び特別支給金並び} \\ \text{に特別遺族給付金(※)の額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{当該連続する3保険年度間におけ} \\ \text{る保険料額(非業務災害分を除く)} \end{array} \right] \times \text{第1種調整率}} \times 100$$

(考え方)

なお、継続事業のメリット収支率の詳細については、別紙1に掲げる。

注 特別遺族給付金は、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）の規定に基づく、特別遺族年金及び特別遺族一時金である。

(3) 第1種調整率

メリット収支率の算定に当たり、分子に算入される年金給付の評価額は労働基準法相当額（一時金）であるが、分母の保険料額は年金たる保険給付に要する費用を基に設定された料率による保険料であるため、調整率を分母に乗じることにより分子との不均衡を調整している。

なお、林業、建設事業、港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業の事業については、特定疾病に係る保険給付分を分子に算入しないことから、分母に乗じる調整率は一般の事業と異なる。

事業の種類	第1種調整率
一般の事業（下記の事業以外の事業）	0.67
林業の事業	0.51
建設の事業	0.63
港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業の事業	0.63

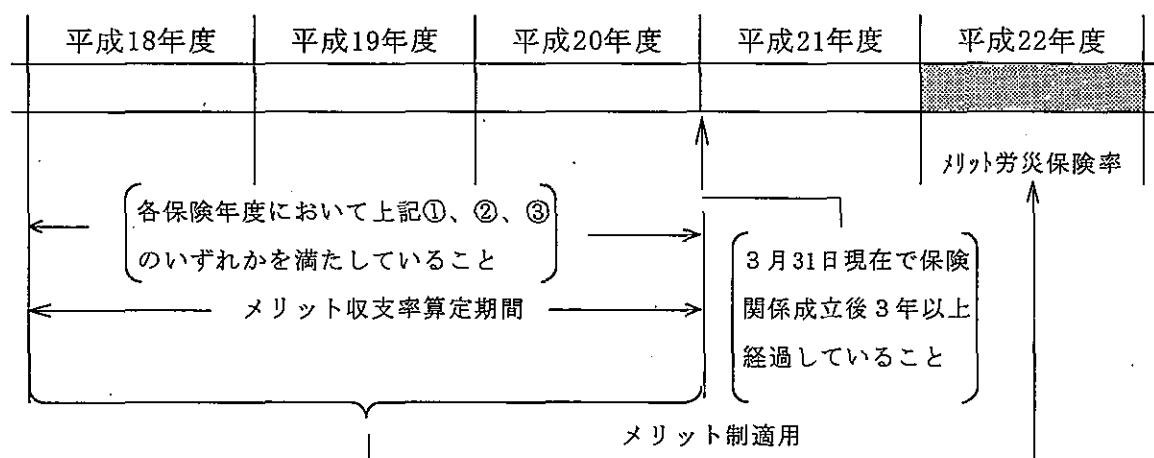
(4) メリット労災保険率

メリット収支率が85%を超え又は75%以下となる場合は、事業の種類に応じて定められている労災保険率から非業務災害率を減じた率を40%（一括有期事業における立木の伐採の事業については35%）の範囲内で増減し、これに非業務災害率を加えた率を、基準となる3月31日の属する保険年度の翌々保険年度において当該事業に適用する労災保険率とする。

メリット労災保険率

$$=(\text{労災保険率}-\text{非業務災害率}) \times \frac{100 \pm \text{収支率に対応するメリット増減率}}{100} + \text{非業務災害率}$$

〔継続事業のメリット制概略図〕



3 有期事業の場合

(1) 適用事業

- ① 建設の事業であって、確定保険料の額が100万円以上又は請負金額が1億2,000万円以上のもの
- ② 立木の伐採の事業であって、確定保険料の額が100万円以上又は素材生産量が1,000立方メートル以上のもの

(2) メリット収支率

保険料の額を増減する基準は、当該事業の一般保険料に係る確定保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に調整率を乗じて得た額と、事業終了日から3か月又は9か月を経過した日前までの業務災害に係る保険給付及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額との割合により算出される収支率（メリット収支率）による。

$$\text{メリット収支率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{事業終了日から3か月又は9か月を経過した日} \\ \text{前までの業務災害に関して支払われた保険給付} \\ \text{及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額} \end{array} \right]}{\text{確定保険料の額（非業務災害分を除く）} \times \text{調整率}} \times 100$$

（考え方）

なお、有期事業のメリット収支率の詳細については、別紙2に掲げる。

① 事業が終了した日から3か月経過した日を算定日として計算する収支率

当該事業の終了後6か月を経過した日前におけるメリット収支率が、当該事業終了後3か月を経過した日前のメリット収支率に対応する範囲にあると認められるときは、3か月経過日をもって算定日としてメリット収支率を算出する。

② 事業が終了した日から9か月経過した日を算定日として計算する収支率

上記①以外のときは、事業が終了した日から9か月を経過した日をもって算定日としてメリット収支率を算出する。これは、3か月を経過した日以後も支給事由が生じ保険給付等がなされている事業の場合に用いられる算定方式である。

(3) 第1種及び第2種調整率

事業終了日3か月経過日を算定日とする場合は、上記1(3)と同様の第1種調整率を分母に乗じる。

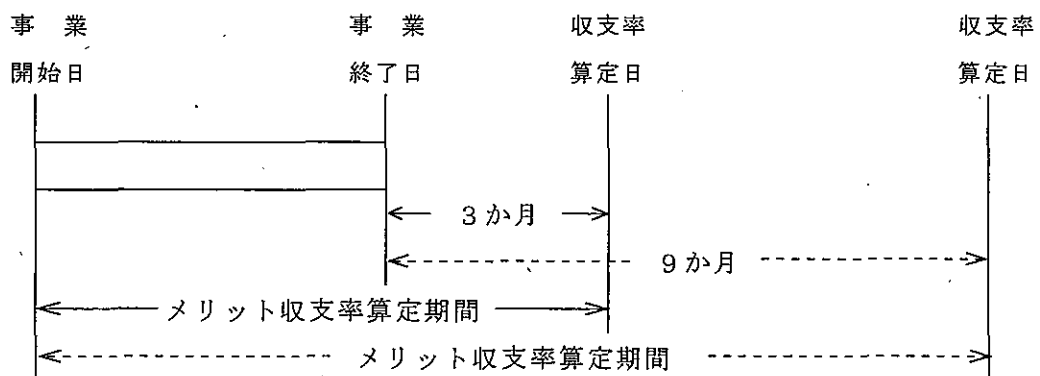
他方、事業終了日9か月経過日を算定日とする場合は、9か月を経過した日以後の保険給付はメリット収支率算定基礎（分子）に含まれないことから、その分低く算定されることとなる。それを調整するため、有期事業については第2種調整率が設けられており、9か月経過日を算定日とする場合は第2種調整率を分母に乗じる。

事業の種類	第2種調整率
林業の事業	0.43
建設の事業	0.50

(4) 改定確定保険料額

メリット収支率が85%を超え、又は75%以下の場合に、その事業の確定保険料額（労災保険率に応ずる部分の額）から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額にメリット増減率を乗じて得た額だけ、確定保険料の額を引き上げ又は引き下げる。確定保険料の額を引き上げ又は引き下げた額が改定確定保険料となる。

〔有期事業のメリット制概略図〕



(注) 3 か月を経過した日前までの業務災害に係る保険給付及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額を用いてメリット収支率を計算するのは、メリット収支率がその日以降において変動せず、またはメリット増減率表のメリット収支率階級の範囲を超えて変動しないと認められるときで、これ以外は、9 か月を経過した日前までの額を用いて計算する。

4 特例メリット制

特例メリット制は、以下の①、②、③の要件をすべて満たす事業について、③の安全衛生措置を行った年度の翌年度の4月1日から9月30日までの間にメリット制の特例の適用の申告があるとき、安全衛生措置を講じた年度の翌々年度から3年度の間に、メリット制が適用になる年度に限り、適用するものである。

- ① 建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業であること。
- ② 中小企業事業主が行う事業であること。

ここで中小企業事業主とは、③の措置が講じられた保険年度において、企業全体で使用する労働者数が常時300人（金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主をいう。

③ 次の労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた事業であること。

a 都道府県労働局長の認定を受けた快適職場推進計画に基づく快適な職場環境の形成のために講ずる措置。

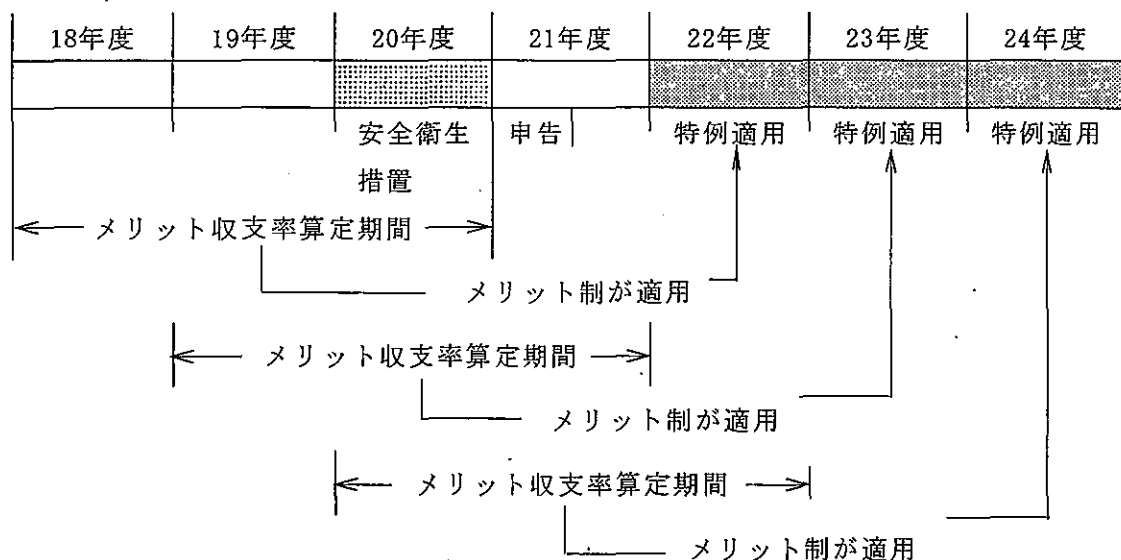
b 労働安全衛生法第88条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた事業主が講ずる労働安全衛生規則第87条に掲げる措置。

ただし、同規則第87条の6に規定する認定の更新を受ける場合を除く。（注）

（注）労働安全衛生規則第87条に掲げる措置に対する特例メリットについては、平成19年3月31日から適用。

特例メリット制を適用する場合、継続事業の場合と同様に計算したメリット収支率が85%を超え又は75%以下となる場合は、事業の種類に応じて定められている労災保険率から非業務災害率を減じた率を45%の範囲内で増減し、これに非業務災害率を加えた率を、その事業についての基準となる3月31日の属する保険年度の翌々保険年度の労災保険率とする。

〔特例メリット制概略図〕



継続事業(一括有期事業を含む)のメリット収支率

基準となる3月31日以前3保険
年度間に業務災害に関して支払
われた保険給付の額及び特別支
給金並びに特別遺族給付金の額
ただし、年金たる保険給付その
他厚生労働省令で定めるものは
その定めるところによる

- ① 遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の
受給者に支払われる遺族特別一時金の額
- ② 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金
差額一時金の額
- ③ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払
われた額
- ④ 特定疾病にかかった者に対し支払われた保険
給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付
金の額
- ⑤ 第3種特別加入者に係る保険給付の額及び
特別支給金の額

メリット収支率 = $\frac{\text{基準となる3月31日以前3保険年度間に業務災害に関して支払われた保険給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額} - \text{① 遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の受給者に支払われる遺族特別一時金の額} + \text{② 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金の額} - \text{③ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額} + \text{④ 特定疾病にかかった者に対し支払われた保険給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額} + \text{⑤ 第3種特別加入者に係る保険給付の額及び特別支給金の額}}{\text{基準となる3月31日以前3年間の一般保険料の額(労災保険率から非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)及び第1種特別加入保険料の額(第1種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)}} \times 100$

基準となる3月31日以前3年間の一般保険料の額(労災保険
率から非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)及び第1種
特別加入保険料の額(第1種特別加入保険料率から特別加入
非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)

× 第1種調整率

有期事業のメリット収支率

1 算定日を事業が終了した日から3か月を経過した日とする場合

事業が終了した日から3か月を経過した日前における業務災害に関して支払われた保険給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額

ただし、年金たる保険給付その他厚生労働省令で定めるものは、その定めるところによる

① 遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の受給者に支払われる遺族特別一時金の額

② 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金の額

③ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額

④ 特定疾病にかかった者に対し支払われた保険給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額

メリット収支率 = $\frac{\text{事業が終了した日から3か月を経過した日前における業務災害に関して支払われた保険給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額} - \text{① 遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の受給者に支払われる遺族特別一時金の額} - \text{② 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金の額} - \text{③ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額} - \text{④ 特定疾病にかかった者に対し支払われた保険給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額}}{\text{その事業の確定保険料の額(労災保険率から非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)及び第1種特別加入保険料の額(第1種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)}} \times 100$

その事業の確定保険料の額(労災保険率から非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)及び第1種特別加入保険料の額(第1種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)

× 第1種調整率

2 算定日を事業が終了した日から9か月を経過した日とする場合

事業が終了した日から9か月を経過した日前における業務災害に関して支払われた保険給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額

ただし、年金たる保険給付その他厚生労働省令で定めるものはその定めるところによる

① 遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の受給者に支払われる遺族特別一時金の額

② 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金の額

③ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額

④ 特定疾病にかかった者に対し支払われた保険給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額

メリット収支率 = $\frac{\text{事業が終了した日から9か月を経過した日前における業務災害に関して支払われた保険給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額} - \text{① 遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の受給者に支払われる遺族特別一時金の額} - \text{② 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金の額} - \text{③ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額} - \text{④ 特定疾病にかかった者に対し支払われた保険給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額}}{\text{その事業の確定保険料の額(労災保険率から非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)及び第1種特別加入保険料の額(第1種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)}} \times 100$

その事業の確定保険料の額(労災保険率から非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)及び第1種特別加入保険料の額(第1種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)

× 第2種調整率

労災保険用語集

事業

個々の本店、支店、工場、鉱山、事務所のよう、一つの経営組織として独立性をもった経営体を指します。

そのため、経営上一体をなす本店、支店、工場等を総合した企業そのものを指したものではありません。事業は、事業の期間が予定されているか否かにより、「継続事業」と「有期事業」に分けられます。

継続事業

事業の期間が予定されない事業のことをいい、一般の工場、商店、事務所等が該当します。

有期事業

事業の期間が予定される事業のことをいい、建設の事業や立木の伐採の事業等が該当します。

一括有期事業

建設の事業や立木の伐採の事業において、一定の要件を具備する2以上の小規模の有期事業が法律上当然に一括されて全体が一の事業とみなされ、継続事業と同様の方法で適用される制度をいいます。

なお、この制度は労災保険に係る保険関係に限って適用されます。

一括有期事業の要件は、建設の事業においては、一工事の請負額が1億9千万円未満、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合、一括して申告（徴収法第7条）することになっていますが、一括できる工事は、隣接県及び厚生労働大臣が指定した都道府県の区域で行う工事に限られます。立木の伐採の事業にあっては、素材の見込生産量が1,000立方メートル未満で、かつ、概算保険料額が160万円未満の事業について適用されます。

概算保険料

年度当初又は事業が開始されたときに、その保険年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）中に支払われる賃金総額の見込額に保険料率を乗じて算定する保険料をいいます。

確定保険料

毎保険年度の末日又は保険関係が消滅した日までに、使用した労働者に実際に支払われた賃金総額に、保険料率を乗じて算定する保険料をいいます。

改定確定保険料

メリット制が適用される有期事業の場合、確定保険料を増減することとなり、メリット制が適用後の確定保険料を「改定確定保険料」といいます。